

ソフトウェアの活用について

2021年4月16日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

- ソフトローとは、「民間で自主的に定められているガイドラインのほか、行政府が示す法解釈等も含む広い概念」(※)
- ソフトローは、作成や改変の容易さ、個別状況に合わせた作成・運用ができるなど、法改正によらずに、時代の変化に対応した柔軟な規範の変更が可能という利点があるとされる
- 利害が対立する事例への解釈を示すケース、法の趣旨・解釈を明確化するケースなど、様々な類型が存在

(※) 文化審議会著作権分科会報告書 (平成29年4月)

抽象的な**民事規範**をガイドライン等で具体化

- 法律の規定は抽象的なものとして柔軟性を持たせる一方、具体的なルールの適用について、ガイドライン等において示す手法。
- 法の趣旨・解釈を明確化するケース、利害が対立する事例についての解釈を示すケースなどが存在。

関係者において作成

➤ 著作権法の権利制限規定（学校、図書館等）

（学校）著作権法35条

- 「改正著作権法第35条運用指針」

（図書館）著作権法31条

- 「複製物の写り込みに関するガイドライン」
- 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」
- 「大学図書館間協力における資料複製ガイドライン」
- 「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」

（営利を目的としない上映等）著作権法38条1項

- 「公共図書館における映画上映会に関する合意事項」
- 「お話会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」

※このほか、今国会に提出されている著作権法改正案において措置が予定されている、図書館等による図書館資料のメール送信等や、放送番組のインターネット同時配信等における許諾推定規定の創設においても、関係者によるガイドラインの活用が想定されている。

行政において作成

➤ 著作権法の権利制限規定

- 「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」（文化庁）

➤ 不正競争防止法の営業秘密の定義

- 「営業秘密管理指針」（経済産業省）

➤ 電子商取引に係る民法解釈等

- 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（経済産業省）

➤ 特許法の差止請求権行使

- 「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」（特許庁）

抽象的な**行政規範**を民間自主規制等で具体化

- 法律では包括的な規範のみを規定し、その実現方法については民間の自主性に委ねる手法。（共同規制：自主規制と政府規制の混合措置）。プラットフォームを通じて自主的な取組を促す手法も存在。

関係者において作成

（ハードローの発動・適用条件等をソフトウェアに委ねるケース）

- ネット動画サービス規制（英国）
 - － 基盤法を制定した上で、詳細ルール策定やエンフォースメントを業界団体に明示的に委任し、政府は補強的関与
- プライバシー分野の規制（米国）
 - － FTC（連邦取引委員会）と業界の交渉に基づく自主規制ルールにより対応
- 個人情報保護法の認定個人情報保護団体（日本）
 - － 関係者の意見を聴いて個人情報保護指針を作成し、対象事業者に対し必要な指導、勧告等の措置

（ハードローが存在しない分野においてソフトウェアを定めるケース）

- 「非個人データの域内自由流通枠組みに関する規則」（EU）
 - － データポータビリティに関する自主行動規範の作成

（プラットフォームの取組行為を義務付けた規制）

- デジタルプラットフォームの取引条件や手続・体制整備に関する規制（日本）
- 「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（経済産業省）
 - － プラットフォーム提供者が取引条件等の開示や自主的な手続・体制整備を実施し、自己評価を経産大臣に提出

行政において作成

- 独占禁止法のガイドライン（日本）

※「GOVERNANCE INNOVATION: Society5.0の実現に向けた法とアーキテクチャのリ・デザイン」（2020年7月）

- 国がルールの設計から監督と執行までを一手に担う従来型のモデルから脱却し、企業がルール設計とモニタリング、エンフォースメントの中心的な担い手となっていくというメッセージを意図
- 規制を、細かな行為義務を示すルールベースから、最終的に達成されるべき価値を示すゴールベースにする。企業がアーキテクチャの設計又はコードの記述において参照できるようなガイドラインや標準を、マルチステークホルダーの関与によって策定。